



2013年 11月 17日

号 外

民主党プレス民主編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1
電話 03-3595-9988 (代表)
メール press@dpj.or.jp
URL http://www.dpj.or.jp

暮らしを守る 力になる。

特定秘密保護法案、50項目にわたる問題点指摘 「国民の知る権利」「報道の自由」を守るため 「民主党は対案を準備する」桜井充政策調査会長



党役員会が13日、党本部で開催され『特定秘密の保護に関する法律案』に関する論点整理(メモ)(抜粋下記参照)が提示されました。同メモは、政府案についての問題点を50項目にわたって整理したものです。

役員会修了後に桜井政調会長は特定秘密保護法の取り扱いについて記者団に、「民主党としては修正案か対案を準備する方向だ。来週火曜日の『次の内閣』で皆で議論しまとめたい」と述べました。

「特定秘密の保護に関する法律案」論点整理メモ

- **「秘密保護法」制定の必要性**…なぜ新規立法が必要なのか。現在の国家公務員法、自衛隊法などの秘密保護法制では、どこが問題なのか。「防衛秘密」、「特別防衛秘密」などの制度で対応できるのではないかな。なぜ現行法では駄目で、新規立法が必要なのか。現行法の見直しでの対応を政府は検討したのか。
- **「特定秘密」の範囲**…「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」のある情報とはどのような範囲か。該当する行政機関は具体的にどこか。安全保障の目的以上に範囲が拡大するのではないかな。範囲があいまいで拡張するのではないかな。
- **「特定秘密」の基準**…「基準」が政府の恣意で策定されるのではないかな。「基準」の妥当性を公平・公正にチェックすることはできるのか。「特定秘密」の指定基準見直しはどう行なうか。見直し内容や結果は公表されるか。これらの規定がないのは問題。
- **個々の「特定秘密」の妥当性・適切性の担保**…恣意的・不適切な指定をどうチェックするのか。

また桜井会長は「国会審議のなかで、いろいろ問題点が浮かび上がってきた。答弁はまだまだ不十分だ」とする認識を示しました。

桜井会長は問題点について、「(1) 秘密の範囲が恣意的に広げられる (2) 秘密とされた文書等が廃棄され歴史的検証ができない (3) 国民のプライバシーが侵害されるおそれ (4) 報道・取材の自由がどう担保されるか (5) 国会への情報提供を行政が決めるとは不可解」と述べました。

大島章宏幹事長は14日の定例記者会見で特定秘密保護法案をめぐる同日の特別委員会審議で森まさこ同法案担当大臣が法案成立後に制度の見直しを検討する考えを表明したことに関し、「この段階から制度の見直しを行うこと自体、政府自ら欠陥、問題点を認識されたのではないかな。問題点を是正するのが委員会の本来の役割であり、速やかに修正していくことが大事」だと指摘しました。

そもそも「行政機関の長」が全ての特定秘密をどう精査し、指定するのか。実質的には政治の意思は働かず、官僚任せになるのではないかな。「行政機関の長」が「特定秘密」に指定した個別情報が「特定秘密」として適切かを、どう担保するのか。

- **情報公開法との関係**…「特定秘密」が情報公開を阻害しないか。
- **「特定秘密」の有効期間及び解除**…「特定秘密」は永久に秘密になるのではないかな。特定秘密指定の有効期間が30年を超える場合には、「行政機関の長」が理由を示して内閣の承認を得る必要があるとされるが、結局は行政内部のチェックに過ぎず、恣意的な指定の有効期間の延長への歯止めにはならないのではないかな。
- **国会への情報提供**…行政機関の長が国会議員への秘密の開示・不開示を決められることになり、国会審議が事実上、行政にコントロールされる恐れがある。



■全文は <http://www.dpj.or.jp/article/103516>